

別記1

「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島 2024に関する業務」仕様書

1 委託業務名

ウルトラマンARスタンプラリー in 福島 2024に関する業務

2 目的

この仕様書は、「ウルトラ福島実行委員会」（以下「委員会」という。）を代表する福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する「ウルトラマンARスタンプラリー in 福島 2024に関する業務」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業概要

ウルトラマンARスタンプラリー in 福島 2024（以下「スタンプラリー」という。）の概要

- (1) 甲は別途、株式会社円谷プロダクション（以下「円谷プロ」という。）と、甲が、円谷プロが著作権または許諾権限を有する著作物を活用し、スタンプラリーに係る広告宣伝物等を制作、利用すること及びスマートフォン用アプリケーションやWEBシステム（以下「アプリ等」という。）を開発、利用することを許諾する契約を締結する。
- (2) 甲が乙に開発業務を委託し、乙が制作するアプリ等を利用する。なお、既存の汎用アプリ等の活用も可とする。
- (3) スタンプラリー実施期間は、令和6年7月11日（木）から令和6年11月30日（土）までとする。
- (4) 参加者はアプリ等で「ウルトラマンシリーズ」作品に登場するキャラクター（以下「ヒーロー等」という。）のAR（拡張現実）画像（以下「画像」という。）を、画像を入手しスタンプをためる施設（以下「ポイント施設」という。）で入手し、ヒーロー等と一緒に写真撮影しながら県内を周遊する。
- (5) ポイント施設は別途甲が定める県内60箇所^{*}とする。
（※ポイント施設数については現在調整中であるため、契約までに前後する可能性がある。）
- (6) ためたスタンプの数に応じた景品（以下「ポイント達成プレゼント」という。）を抽選でプレゼントする。参加者は、ポイント達成プレゼントに応募するために必要な応募はがき（以下「はがき」という。）をポイント施設で受け取る。
- (7) 地域の魅力発信
スタンプラリーを通じて、参加者にポイント施設における各地域ならではの食・文化・歴史・自然等の魅力（以下「地域の魅力」という。）に触れてもらい、更なる県内周遊を促進するよう、地域の魅力を発信する。
- (8) コラボメニュー等の開発・販売
ポイント施設は、自施設または県産品事業者等が開発した、各地域の特産品等を活用し、ヒーロー等をモチーフとしたメニュー・グッズ（以下「コラボメニュー等」という。）を販売することができる。

別記1

※コラボメニュー

ポイント施設がスタンプラリー期間中に限り円谷プロとの個別のライセンス契約の締結や著作権使用料の支払いを要せずに開発する、ヒーロー等をモチーフとしたメニュー。なお、開発にあたり、円谷プロによる意匠に関する監修を受ける。

※コラボグッズ

ポイント施設または県産品事業者等が開発する、ヒーロー等をモチーフとした各地域の県産品等。開発・販売に係る円谷プロとの契約や著作権使用料の支払いは福島県観光物産交流協会がとりまとめる。

4 業務内容

(1) アプリ等開発

- ア iOS及びAndroidのスマートフォンに対応したアプリもしくはWEB方式によるアプリ等とする。(既存のシステムでも可)
- イ ポイント施設は県内7地域全てに設け、計60箇所*とする。
(※ポイント施設数については現在調整中であるため、契約までに前後する可能性がある。)
- ウ ポイント施設にて画像を入手できる仕様とする。なお、各ポイント施設の画像は甲乙協議の上決定し、乙が制作する。
- エ 画像を入手するとスタンプラリーのスタンプがたまる仕様とする。
- オ 入手済の画像をアプリ等内で確認でき、一緒に写真が撮影できる仕様とする。また撮影した写真は端末に保存され、主要SNS(LINE、Twitter、Instagram)に投稿できる仕様とする。
- カ 集めたスタンプ数に応じて、プレゼントに応募できる仕様とする。
- キ スタンプラリー期間中、参加者が意図的に削除する場合を除き、キャッシュやCookie等により、スタンプや画像等の記録が削除されない仕様とする。
- ク アプリ等のダウンロード数や初回起動数及びポイント施設ごとのスタンプ数等、スタンプラリーのログを収集できる仕様とする。
- ケ 乙は、スタンプラリー開始の10日前(土日祝日を除く)までに、甲にアプリ等のデモ版等を納品し、甲による動作確認を受け、必要に応じて甲の指示によりアプリ等を修正する。

(2) アプリ等維持管理

- ア 安定してシステムを運用できるよう、保守・運用を行う。
- イ OSのバージョンアップに随時対応するとともに、アプリのダウンロード状況等を把握できるようにする。
- ウ システムの不具合等が見つかった場合は修正し、アップデートを行う。
- エ システムの不具合等について対応窓口を設ける。

(3) スタンプラリー運営

- ア 乙は甲乙協議のうえ実施計画の企画や立案等のプロデュースを行う。
- イ 乙は円滑な事業実施となるよう、スタンプラリー開催期間やその催前後において、甲及び関係機関(ポイント施設、関係市町村等)との協議、調整、状況報告等を行う。
- ウ 乙は事業の進捗に合わせて甲と定期的に打合せを行い、効果的に運営する。

別記1

エ 乙はスタンプラリー運営マニュアルを作成し、甲が指定する期日までに、ポイント施設等、甲が指定する場所に納入する。

(4) スタンプラリー運営事務局設置・運営

ア 乙はスタンプラリー運営事務局（以下「事務局」という。）を、スタンプラリー開始日の10日前までに専用電話ダイヤルを備え、県内に設置する。

イ 事務局は、スタンプラリー実施期間中は毎日9：00～17：00の間、スタンプラリー参加者等からの問い合わせに対応する。

ウ 事務局はポイント施設ごとのはがきの引換状況を把握・管理する。

エ 乙は事務局への問い合わせ内容、アプリ等の利用者数及びポイントごとのスタンプ数等、ログを記録し、甲に適宜報告する。

オ 乙は応募はがきを適切に管理し、応募結果やアンケート結果を集計する。

(5) ポイント達成プレゼント

ア 10ポイント達成プレゼント（福島県産品） 20名

（ア）福島県産品とする。

（イ）乙は、甲乙協議の上決定した県産品を調達し委員会による抽選の後、当選者へ発送する。

イ 30ポイント達成プレゼント（ウルトラ県産品） 10名

（ア）ヒーロー等をモチーフとした福島県産品とする。

（イ）甲が決定し、乙が円谷プロによる監修の下制作し、委員会による抽選の後、当選者へ発送する。

ウ 30ポイント達成（福島県内宿泊券2万円分） 10名

乙が調達し、委員会による抽選の後、当選者へ発送する。

エ 全ポイント達成（オリジナルウルトラマン賞品） 5名

甲と円谷プロが協議のうえ決定し、乙が円谷プロによる監修の下制作し、委員会による抽選の後、当選者へ発送する。

オ 全ポイント達成（福島県内宿泊券5万円） 5名

乙が調達し、委員会による抽選の後、当選者へ発送する。

カ オリジナルノベルティ

乙は、前項ア～オの他、10ポイント及び全ポイントをそれぞれ達成した参加者にプレゼントするオリジナルノベルティを制作し、ポイント施設にスタンプラリー開始までに発送する。なお、ポイント施設ごとの引換状況を把握・管理し、必要に応じて補充する。さらに、スタンプラリー終了後、回収・処分し、その旨を甲に書面で報告する。

また、オリジナルノベルティはポイント施設がはがきと一緒に参加者に配布する。

なお、オリジナルノベルティの内容（種類、内容、デザイン）については企画提案者の自由提案とし、10ポイント達成用が最低1,500個、全ポイント達成用が最低300個制作すること。

キ コラボメニュー提供施設用オリジナルシール

乙は、前項ア～カの他、本ラリー期間中限定で販売するウルトラマン等を活用したオリジナルメニューを提供するポイント施設向けのオリジナルシールを制作し、ポイント施設にスタンプラリー開始までに発送する。

別記1

オリジナルシールのデザインはポイント施設毎に全て異なる仕様とし（最大で10種類）、最低各200枚制作すること。なお、スタンプラリー期間中、不足した場合は追加で作成し、適宜ポイント引換施設に補充する。

(6) 広報

ア 広報物の制作

(ア) キービジュアル

乙はホームページ、ポスター等に使用する、スタンプラリーのメインとなるイメージ画像（以下「キービジュアル」という。）について、甲乙協議のうえ、円谷プロの監修の下、制作する。

(イ) テレビコマーシャル用の動画

乙はスタンプラリー開始までにテレビコマーシャル及び youtube 用の動画を甲乙協議のうえ、円谷プロの監修の下、制作する。

(ウ) ラジオコマーシャル用の原稿

乙はラジオコマーシャル用の原稿を甲乙協議のうえ、円谷プロの監修の下、制作する。

(エ) 公式ホームページ、SNSの制作

乙はスタンプラリー開始までに、甲乙協議のうえ、円谷プロの監修の下、ホームページ及びSNSを制作し、公開する。なお、キービジュアルを用いて制作し、スタンプラリーに関する内容のほか、(7)に規定する地域の魅力発信に関する内容を必ず掲載すること。

(オ) ガイドブック、ポスター等、はがき

乙はスタンプラリーを周知するために必要なポスターやガイドブック等の広告物（以下「広報ツール」という。）を制作する。なお、キービジュアルを用いて制作すること。

・ガイドブック

A4版で16万部以上制作する。なお、(7)に規定する地域の魅力発信に関する内容を必ず掲載すること。

・ポスター

B2以上のサイズで2,000部以上制作する。

・のぼり

120本以上制作し、すべてのポイント施設に2本以上設置する。

・はがき

はがきサイズで以下のとおりの枚数を制作する。

10ポイント達成プレゼント用応募はがき 1,000枚以上

30ポイント達成プレゼント用応募はがき 1,000枚以上

全ポイント達成プレゼント用応募はがき 500枚以上

なお、スタンプラリー期間中、不足した場合は追加で作成し、適宜ポイント引換施設に補充する。

・その他、情報誌に掲載する等、スタンプラリーを効果的に周知する広報ツールを作成する。

イ 広報の実施

乙は、動画や広報ツール等を活用し、テレビやラジオ等のマスメディア、公

別記1

式ホームページやSNS、スマートフォン等へのデジタル広告（以下「デジタル広告」という。）等を、各広告手法の内容や有効な実施時期等を考慮し組み合わせ、効果的な広報を行う。

(ア) ホームページ等の運営

乙はスタンプラリーや魅力発信に関連する情報をホームページやSNSに掲載する。

(イ) 広報ツールの送付等

乙は、広報ツールを、ポイント施設等甲が指定する施設にスタンプラリー開始までに発送及び補充する。また、スタンプラリー終了後、回収・処分し、その旨を甲に書面で報告する。

(ウ) 県内の幼稚園等への広報

乙は、ガイドブックを、県内全ての保育園、幼稚園及び認定こども園へスタンプラリー開始までに発送する。

(エ) テレビコマーシャル

乙は、甲乙協議のうえ、甲の指定するテレビ局でのテレビコマーシャルをラリー開始前及び期間中に効果的に実施する。

(オ) ラジオコマーシャル

乙は、甲乙協議のうえ、甲の指定するラジオ局でのラジオコマーシャルをラリー開始前及び期間中に効果的に実施する。

(カ) デジタル広告

乙は、以下を基本に、デジタル広告を甲乙協議のうえ効果的に実施する。

- ・スタンプラリー開始数週間後頃からスタンプラリー期間の中期頃にかけて、主に「ディスプレイ広告」及び「動画広告」を県内外に向けて実施し、広く普及を図る。
- ・スタンプラリー期間の中期頃からスタンプラリー期間の後期頃にかけて、主に「アプリ広告」を県内外に向けて実施し、アプリ等のダウンロードの促進を図る。

(キ) その他

その他、スタンプラリーの認知を広めるのに効果的な広報等を行う。

(7) 地域の魅力発信

ア 地域の魅力や、ポイント施設が販売するオリジナルメニュー等の情報等を発信する。

(ア) 乙は、ポイント施設ごとの地域の魅力やオリジナルメニュー等、企画内容をとりまとめる。

(イ) 乙は、ポイント施設へ取材・提案し、情報発信の企画内容を決定する。なお、各ポイント施設への取材は1回以上行うこととする。

(ウ) 乙は、(6) 広報で規定しているホームページ、SNS、その他媒体等を活用し、地域の魅力や企画等を効果的に情報発信する。

(エ) 乙は、ポイント施設ごとの情報発信時期をスタンプラリー期間中において一週間単位で調整し、発信頻度は各ポイント施設1回以上とする。

(オ) 乙は、ポイント施設や県産品事業者等からコラボメニュー等の開発・販売に関する相談、報告を受けた際は、遅滞なく甲に伝える。

5 成果物

成果物は次のとおりとする。

(1) 報告書

乙は以下の事項を記載した本業務の実施に関する報告書を2部作成し、日本工業規格A4サイズで提出すること。なお、プレゼント及び広報ツールなどの制作物については写真等による提出、動画についてはDVD等の電子媒体による提出を可能とする。

- ア アプリ等開発
- イ アプリ等維持管理
- ウ スタンプラリー運営
- エ スタンプラリー運営事務局設置・運営
- オ ポイント達成プレゼント
- カ 広報
- キ 地域の魅力発信
- ク 効果検証

アプリ等の性能や評価、参加者数やスタンプ数、広報の成果、魅力発信の成果等の良かった点や改善を要する点などについて検証すること。

(2) 電子データ

乙は報告書データについて、併せてDVD等の電子媒体により提出すること。

(3) 納入期限及び納入場所

乙は業務完了後、速やかに福島県企画調整部地域振興課に納入すること。

6 仕様の変更等

やむを得ない事情により仕様書の変更を必要とする場合には、乙はあらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ることにより、本仕様書の一部について追加又は変更ができる。

7 疑義の解釈

乙は、本業務において疑義が生じたとき又は仕様書に記載の無い事項については、甲と速やかに協議し、指示を受けること。

8 その他

- (1) 本事業実施の関連書類、領収書等は事業終了後5年間保管するものとする。
- (2) 本事業の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、必要な許認可や届出等の手続きを行うこと。